

一級河川田川における宇都宮市街地の浸水対策検討会規約（案）

（名称）

第 1 条 本検討会は、栃木県及び宇都宮市の関係部局で構成する「一級河川田川における宇都宮市街地の浸水対策検討会」（以下、「検討会」という。）という。

（目的）

第 2 条 検討会は、令和元年東日本台風により宇都宮市街地において一級河川田川から溢水し浸水被害が生じたことから、栃木県と宇都宮市が連携・協力して田川流域における総合的な治水対策を進めるための計画（以下、「総合治水計画」という。）を策定し、関連事業を推進することにより、同規模の出水による浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

（検討会の対象範囲）

第 3 条 検討会の対象範囲は、次のとおりとする。
宇都宮市街地にかかる一級河川田川流域

（検討会の構成）

第 4 条 検討会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県宇都宮土木事務所長とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指示する構成員がその職務を代理する。
- 3 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて検討会構成員の同意を得て、別表 1 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（検討会の実施事項）

第 5 条 検討会は、次の各号に掲げるものを実施する。

- （1）田川流域における総合治水計画の策定
- （2）前号で策定した総合治水計画に関する実施状況のフォローアップ
- （3）その他、浸水被害の軽減に資する事項

（連絡会の設置）

第 6 条 検討会を円滑に運営するため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 連絡会会長は、栃木県宇都宮土木事務所次長とし、連絡会会長に事故があるときは、連絡会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 4 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 連絡会で協議した結果については、連絡会会長が検討会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 本検討会及び連絡会の事務局を栃木県宇都宮土木事務所企画調査課に置く。

(会議の公開)

第8条 検討会及び連絡会は非公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、連絡会で定めるものとする。

(附則)

第10条 この規約は、令和2年 4月 日から施行する。

別表 1 【検討会構成員】

宇都宮市	行政経営部 経済部 建設部 消防局 上下水道局	危機管理課長 農業企画課長 河川課長 予防課長 警防課長 下水道管理課長 下水道建設課長
栃木県	県土整備部	河川課長 都市整備課下水道室長 宇都宮土木事務所長

別表 2 【連絡会構成員】

宇都宮市	行政経営部 経済部 建設部 消防局 上下水道局	危機管理課 課長補佐 農業企画課 課長補佐 河川課 課長補佐 予防課 課長補佐 警防課 課長補佐 下水道管理課 課長補佐 下水道建設課 課長補佐
栃木県	県土整備部	河川課 課長補佐 都市整備課下水道室 下水道整備 TL 宇都宮土木事務所 次長